

三鷹市学童保育所 災害時行動マニュアル

平成 25 年 3 月

三鷹市

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、被災地だけでなく、震度 5 弱の揺れを経験した三鷹市においても交通機関や情報通信を含む都市機能の途絶、帰宅困難者の問題など様々な影響を及ぼしました。今後 30 年以内に高い割合で発生が想定される首都直下地震において、子どもたちの生命をどのように守り、いかに安全を確保するかは大変重要な問題となっています。

三鷹市としましても、三鷹市地域防災計画に則り、災害（地震・火災・気象災害）が発生した場合の学童保育所において、学校、教育委員会、保護者、関係機関との連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの生命と安全を確保するため、「三鷹市学童保育所災害時行動マニュアル（以下「災害時行動マニュアル」という。）」を作成しました。

「災害時行動マニュアル」では、東日本大震災の経験を踏まえ、日頃の準備や心構え、危険箇所のチェック、避難訓練の実施とともに、災害発生時における対応や保護者への引渡しなど、震災に対する学童保育所の対応策を明記しました。また、同時に地震だけでなく、火災や気象災害などの災害についてもその対応策をまとめました。

この「災害時行動マニュアル」の理解を深め、いざというときの対応を実践することができる体制を図るとともに、災害時には子どもたちの生命を守り、安全を確保するための指針として活用することを期待します。

なお、災害時における行動については、災害の発生状況や環境の変化に対応するために、今後も継続して検討してまいります。

目 次

第 1 地震

1	地震に対する心構え	1
(1)	地震発生時の状況を想定した防災対策	1
(2)	施設の整備・点検	1
(3)	消火器の設置場所と使用方法	1
(4)	地震発生時の連絡方法・子どもの引渡しの確認	1
(5)	災害用備蓄品の準備	2
(6)	避難場所へのルート	2
2	避難訓練	2
(1)	避難訓練実施計画の策定	2
(2)	避難訓練の実施	3
(3)	避難訓練の内容	3
ア	注意喚起と話し合い	3
イ	実地訓練	3
ウ	自分の身を守る訓練	4
エ	緊急連絡訓練	4
3	地震発生時の対応	4
(1)	子どもの安全確保	4
(2)	避難路の確保と火災の防止	4
(3)	安全な場所への誘導	5
(4)	情報収集	5
(5)	学校の対応	5
4	保護者への連絡及び引渡し	5
(1)	保護者への影響及び連絡	5
(2)	保護者へ避難場所等の連絡	5
(3)	保護者への確実な引渡し	5
(4)	引渡しの確認及び記録	6
(5)	避難所での地域との協力体制	6
5	事後の対応	6
(1)	被害状況の確認・報告	6
(2)	学校との情報交換	6
(3)	保護者への説明	6
(4)	開所に向けての準備	6
(5)	開所後の対応	7

第2	火災	
1	準備と心構え	8
2	発生時の対応	8
3	発生後の対応	8
第3	その他の自然災害	
1	台風・大雨	9
(1)	事前対策	9
(2)	気象情報や交通機関の運行状況などの情報収集	9
(3)	臨時休校や緊急下校時の対応	9
(4)	危険箇所の確認	9
(5)	子どもの安全が最優先	9
(6)	被害状況の把握	9
(7)	大雨・雷の注意点	10
2	大雪	10
(1)	事前準備	10
(2)	降所ルート of 安全確保	10
(3)	保護者の迎えの対応	10
(4)	事後の事故防止	10

第1 地震

1 地震に対する心構え

直下型地震や東日本大震災のような大震災の場合には、三鷹市（以下「市」という。）において家屋の倒壊などの被害がなくとも、交通機関への影響や停電などにより帰宅困難者の発生や固定電話、携帯電話などの通信手段が使用できない状況が予想される。したがって、東日本大震災の教訓を生かし、地震に対しての準備と心構えが必要である。

(1) 地震発生時の状況を想定した防災対策

学童保育所では、下校（登所）途中・保育中（室内・屋外）・帰宅（降所）途中など、地震発生時の子どもたちの居場所によって、学童保育員（以下「保育員」という。）の対応も異なってくる。また、学校の敷地内・外など施設の設置状況や地域によっても、避難場所や方法等も違います。

これらのことから、それぞれの学童保育所の状況に合わせて、保育員間で、できるだけ具体的に防災対策について話し合っておく。

(2) 施設の整備・点検

まず、転倒しやすい家具は配置しない。また、家具類には、転倒防止の対策をとる。具体的には、次のような対策例が挙げられる。

- ア 転倒防止金具などを取り付ける。
- イ 収納庫（食器や本）からの飛び出しを防止するため、収納方法を工夫する。
- ウ ガラス飛散防止フィルムの貼付や扉開放防止器具を取り付ける。
- エ 収納庫には、重いものを下に、軽いものを上に収納する。
- オ 照明器具等が落下しないように、照明カバーを使って固定する。
- カ 電子レンジなど落下する恐れがあるものは、粘着マットなどを使用する。

(3) 消火器の設置場所と使用方法

地震発生後の火災に備えて、保育員全員が、消火器の設置場所を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得しておく。

(4) 地震発生時の連絡方法・子どもの引渡しの確認

東日本大震災のときのように、停電などの影響で通信手段が使用不能となり、連絡がとれないケースも想定して、複数の連絡方法を確立しておく。

一つは、災害時は、固定電話や携帯電話が繋がりにくくなったり、通話不能となったりするため、子どもたちの状況を保護者へ伝える場合には、「N T Tの災

害伝言ダイヤル（ダイヤル171）」、「携帯電話の災害伝言板」、「三鷹市公式ツイッター」等の活用も検討する。

二つ目は、保護者の状況（勤務場所や職種など）や交通機関への影響によっては、迎えが困難な場合も考えられる。保護者以外の迎え（引渡し）が可能かどうかなど、事前に保護者と確認しておく。また、引渡しの際は、その後に混乱が生じないように、引渡者を記録しておくことが重要である。

(5) 災害用備蓄品の準備

保護者に子どもを引渡すまでに時間を要する場合も想定されるため、おやつ以外に、災害用備蓄品の準備も検討する。

～備蓄品（例）～

- 非常食（乾パン、アルファ米など） 飲料水 乾電池
- 保温シート トイレットペーパー ビニール袋 卓上コンロ
- 寝袋（職員用）

～非常持ち出し袋（例）～

- 軍手 旗 ラジオ PHS（イエデンワ） 懐中電灯
- 乾電池 タオル 笛（ホイッスル） 救急セット
- 緊急時携帯（連絡）票

(6) 避難場所へのルート

学童保育所から避難場所までのルートを、子どもたちと一緒に歩き、時間を計り、危険と思われる場所を把握して、安全なルートを決めておく。また、必要に応じて、別ルートも検討しておくとともに、避難場所や降所ルート、迎えのルートについても保護者と確認しておく。

2 避難訓練

非常時に安全かつ迅速な行動ができるようにするには、日頃の訓練が大変重要な役割を果たす。保育員は、訓練において学校、市及び指定管理者事務局（以下「事務局」という。）、との緊密な連絡体制を確認するとともに、常に情報収集を行うことを心がけ、災害時における集団避難活動について身をもって習得する。

(1) 避難訓練実施計画の策定

時間帯や場所、活動内容、災害の程度など、さまざまな状況を想定した計画を立てるとともに、学校や市、地域などと連携を視野に入れて、学童保育所全体で

取り組むことが必要である。また、塾や習い事などに通っている子どもや勤務日数の少ない臨時（非常勤）職員など全員が、訓練に参加できる計画とすること。

(2) 避難訓練の実施

非常時に冷静に行動するためには、定期的に避難訓練を実施することが重要である。保育員間の指示や役割分担などが正確に伝わるよう、日頃の訓練の中で十分に確認しておく。また、地震は「いつ」、「どこで」発生するのかわからないので、外出先での広域避難場所の位置や学童保育所周辺の危険な場所を把握しておくことが大切である。

(3) 避難訓練の内容

ア 注意喚起と話し合い

保育員は、地震の発生場所、発生時間、発生時の状況などの例を挙げながら、子どもたちの具体的な行動を説明する。

どんなときも「落ち着いて行動する」、「頭を守る」、「危険性のあるものから離れる」ことが大切であることを伝える。

- ① 頭を守り、姿勢を低くする。机の下に入って落下物から身を守る。
- ② あわてずに保育員の話聞く。
- ③ 「おかしもち（押さない、駆けない、喋らない、戻らない、散らばらない）」のルール確認。
- ④ 避難場所、避難ルートの確認。
- ⑤ A E D設置場所の確認。

イ 実地訓練

地震から自分自身を守る方法を知り、行動できるよう、室内・外遊び・おやつ時間・降所時間など、様々な場面を想定して、「いざ」というときのために、冷静に行動ができるよう訓練する。

- ① 「地震！」のかけ声で、発生の合図をする。
- ② 子どもたちは、頭をおさえて、その場で身の安全を守る体制をとる。
- ③ 揺れがおさまったら、子どものケガなどの状況を確認し、防災頭巾の着用を確認のうえ、速やかに避難誘導を行う。
- ④ 保育員は、出席簿、緊急時携帯（連絡）票、非常持ち出し袋などを携帯して避難する。
- ⑤ 避難場所に到着後、人数確認をする。

ウ 自分の身を守る訓練

地震が起きたとき、必ず保育員が子どもたちの近くにいるとは限らない。子どもたちが「自分の身を、自分で守る」訓練も行う。

- ① 「地震！」のかけ声で、発生の合図をする。
- ② 子どもたち自身で判断し、それぞれが安全な場所で身の安全を守る体制をとる。
- ③ 子どもたちが安全と思った場所について、「なぜその判断をしたのか」、「よかったのか」、または、「どうすればよかったか」保育員と一緒に話し合う。
- ④ 「よかったこと」、「次は、気をつけること」、「気がついたこと」などを話し合い、訓練を自分の身につけていく。

エ 緊急連絡訓練

保護者への連絡がスムーズにできるよう、連絡方法の確認をしておく。災害伝言ダイヤルの疑似体験（有料）の活用も検討する。

- ① 訓練を行う場合は、事前に「いつ行うか」を保護者へ通知する。
- ② 学童保育所で決めた連絡方法で実施する。
- ③ 迎えのときや連絡帳で、安否確認の練習ができたか保護者へ確認する。

3 地震発生時の対応

避難訓練を実施しても、大地震の発生時には、平常心で対応することは難しい。また、子どもたちが心理的に不安定な状態になることやパニック状態になることも予想される。保育員は、どんな状況であっても、その場にいる子どもたちの安全を守るため、最善の努力をする。

(1) 子どもの安全確保

保育員は、揺れがおさまるまでの間、落下物、転倒物から身を守るように、机がある場合は、机の下に避難し、頭を守るように声をかける。不安に思う子どもたちへの声かけを行いながら、まず、保育員自身が落ち着いて子どもの身の安全を確保する。

(2) 避難路の確保と火災の防止

揺れがおさまったら、すぐに、ドアや窓を開け、出口を確保する。「火を消す」、「ガスの元栓を閉める」、「ブレーカーを落とす」、「コンセントからコードを抜く」など、火災の恐れがないよう対処する。

(3) 安全な場所への誘導

避難する場合は、「ケガをした子どもや保育員はいないか」確認し、人数確認後、防災頭巾で頭を守り、落下物等でケガをしないよう、上履きを履いたまま、子どもたちを安全な場所へ誘導する。また、必ず複数で行動し、逃げ遅れなどがないように、先頭と最後尾には保育員が付き添い、全員を確実に避難させる。

保育員は、出席簿、緊急時携帯（連絡）票、非常持ち出し袋などを携帯し、子どもたちに「押さない」、「駆けない」、「喋らない」、「戻らない」、「散らばらない」を守らせ、避難場所へ移動する。

(4) 情報収集

避難場所へ移動し人数確認後、落ち着いたところで、学校や地域と情報交換、ラジオ等で震度や震源地、被害状況等の情報を収集する。噂や誤報に惑わされず、正確な情報収集に努める。

(5) 学校の対応

子どもたちが登所前に地震が発生した場合は、「引き取り下校なのか」、「集団下校なのか」など、学校の対応を確認する。東日本大震災以降、学校は、大地震発生の際には、集団下校をさせない方針をとっているが、下校の時間帯と重なった場合、変更する可能性もあるため、学校の対応を確認し、保育体制を整える。

4 保護者への連絡及び引渡し

(1) 保護者への影響及び連絡

地震が発生した場合は、交通機関などの影響で帰宅困難となる保護者が多く発生すると思われる。その日に迎えに来ることができない場合もある。保護者が迎えに来るまで、子どもたちの安全を確保し、不安を取り除きながら保育する。

また、保護者との連絡がとれないことも予想されるため、事前に災害時の連絡方法を確認しておく。

(2) 保護者への避難場所等の連絡

子どもたちの安全が確保された後、保護者への連絡が可能であれば、事前に決めた連絡方法で保護者へ避難場所や状況を知らせる。学童保育所から避難場所へ移動している場合は、学童保育所の玄関等に避難場所までの案内を複数掲示し、迎えの場所が確実に保護者へ伝わるようにする。

(3) 保護者への確実な引渡し

子どもを引渡す場合は、友達や知り合いの家族に預けるなど、勝手な判断は保

護者の迎えに混乱が生じるため、事前に保護者と確認していた通り、保護者又は代理者へ責任をもって確実に引渡す。

(4) 引渡しの確認及び記録

緊急時携帯（連絡）票は、引渡日時、場所、引渡者氏名、行先などを記載できるようにしておき、引渡しの際には、「日時」、「引渡者」を、記録しておく。被害の状況によっては、引渡し後の行き先などについても、可能な範囲で記録を残す。

状況によっては避難場所が移動になる場合や引渡しに数日かかる可能性もある。保護者には事前に第1避難場所、第2避難場所を伝えておく。また、子どもの安全だけではなく、体調や状況の変化へも十分に配慮する。避難場所を移動しても、最後の引渡しまで責任をもって子どもたちの安全を守る。

(5) 避難所での地域との協力体制

避難所へ避難した場合は、周囲への配慮も忘れず、地域と協力して過ごすよう子どもたちを指導する。

5 事後の対応

学童保育所の再開に向けて、施設の被害状況の確認や市、事務局、保護者、学校との連携をとることが必要である。また、再開後、子どもたちが安心して生活できるように環境づくりの準備をする。

(1) 被害状況の確認・報告

子どもや家族の安否などを可能な限り把握するとともに、学童保育所施設内外の被害状況や危険箇所などを確認し、速やかに市及び事務局へ報告する。被害の状況によっては、保育の継続が可能かどうか、市及び事務局と協議する。

(2) 学校との情報交換

学校の被害状況を確認し、今後の対応について情報交換を行う。また、学童保育所の状況についても報告する。

(3) 保護者への説明

施設の被害状況を踏まえ、今後の保育の状況について保護者へ説明する。開所が困難な場合は、学校、市及び事務局と協議し代替施設の利用も検討する。

(4) 開所に向けての準備

ライフラインの復旧状況を確認し、速やかに保育ができる環境を整える。施

設・設備などの安全点検や使用可能かどうかの判断を市へ依頼する。施設が使用可能な場合は、施設内外の清掃や片づけなど開所に向けた準備を行う。

(5) 開所後の対応

開所した後も、余震等による新たな災害も想定しながら、常に、人数・所在・安全確認を行う。また、避難方法や引渡方法などの課題等を子どもたちと一緒に再確認する。また、保育員は、声かけなどを行い、子どもたちの気持ちを少しでもやわらげ、一人ひとりの言動などを細かく観察する。また、室内を明るくし、家庭的な雰囲気の中で、ゆっくりと過ごせるよう環境づくりに努める。

第2 火災

火災は地震と同様、いつ発生するかわからない。日頃からの心構えと備えが重要であるとともに、火災発生時には正確な情報に基づいた迅速な判断と適切な避難行動が必要となる。学童保育所においても消防署への通報、避難誘導、初期消火、出席簿、緊急時携帯（連絡）票、非常持ち出し袋の搬出など、速やかな行動がとれるような体制づくりや確認をしておく必要がある。

1 準備と心構え

保育員は、学童保育所において消火器や消火栓などの設置場所を把握しておき、階段や通路、出入り口などの周囲には物を置かないようにする。

また、火災発生時の役割分担を確認しておくとともに、子どもたちが安全に避難できるように、避難路の確保やあわてず落ち着いた行動を心がけるようにする。

日頃から、火災についての避難訓練も行うようにし、出火場所、風向きなど様々な状況を想定して、いざというときの火災に備えることが大切である。

2 発生時の対応

- (1) 火災を発見（第1発見者）したら、大きな声で周りの保育員等に知らせる。
- (2) 第1発見者又は知らせを聞いた保育員は、すぐに消防署へ通報する。
- (3) 消火が難しいと判断した場合は、速やかに日頃からの役割分担に基づき、安全に子どもたちの避難誘導を行う。
- (4) 出火元、火の回り具合・煙・風向きを考え、より安全な方向場所に避難するとともに、誘導は落ち着いて行い、子どもたちに動揺を与えないようにする。
- (5) 安全な場所に避難した後、速やかに学校、事務局、市への連絡を行う。

3 発生後の対応

- (1) 保護者への引渡しについては、状況により保護者へ連絡し、子どもの引渡しを行う。
- (2) 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、学校、事務局、市と協議のうえ今後の対応を検討する。

第3 その他の自然災害

1 台風・大雨

(1) 事前対策

台風や大雨は、天気予報で、事前に対策を立てることが可能である。学校の対応などを事前に協議しておくとともに、台風や大雨による洪水や強風、土砂災害、雷などの発生も予想されるため、必要な対策を立てておく。

(2) 気象情報や交通機関の運行状況などの情報収集

台風や大雨に対して適切な対応をするためには、正確な情報収集が必要である。防災無線やラジオなどで状況を確認し、早めに安全対策を立てる。交通機関への影響によっては、保護者の迎えが遅れることもあるため、交通機関の運行状況も調べておく。

(3) 臨時休校や緊急下校時の対応

台風の接近や上陸が予想される場合は、事務局及び市と協議し保育体制を話し合っておく。当日の臨時休校等は、朝、学校長の判断により決定される。また、緊急下校となる場合もあるため、事前に学校とも打ち合わせをしておく。

(4) 危険箇所の確認

学童保育所の施設の周辺で浸水や樹木等の倒壊など、危険がないか確認しておく。特に、学校から離れた場所の学童保育所では、登所ルートに危険な箇所がないか、子どもたちが近くを通らないように、安全対策を事前に確認しておく。

(5) 子どもの安全が最優先

台風で最も注意しなければならないのは強風による被害である。看板などが、飛んでくる可能性もあり、早帰りの場合も子どもだけで帰宅させることは避ける。また、台風による強い風が弱まっても、吹き返しの風が吹く場合があるので、風が弱まったからといって安心せず、引き続き注意する。

(6) 被害状況の把握

台風が通過した後でも、強風に注意する。ガラスの破損など、施設の周囲に落下や倒壊の危険があれば除去や補修を行う。特に、強風により、様々なものが飛んできていることがあるため、危険なものがないか確認する。また、切れた電線を見つけたら近づかず、速やかに電力会社又は電話会社に連絡する。

(7) 大雨・雷の注意点

夏の外出時には、ゲリラ豪雨等にあう場合もある。大雨で、道路に水があふれ、側溝やマンホールが見えなくなり、転落事故もおきやすい。無理に移動せず、雨を避けて安全な場所で豪雨がおさまるまで待つ。

また、雷が発生しやすい夏は、行事などで外にいる場合も多い。雷が鳴ったらすぐに中止し屋内に避難する。雷は遠くに感じてでも予想外に速く近づく場合があり、常に、落雷の危険性があることを頭に入れておく。

2 大雪

都内でも積雪量によっては、交通機関に影響が出る可能性が高い。天気予報で積雪の予報が出た場合、様々なケースを想定して、事前に打ち合わせをしておく。

(1) 事前準備

大雪の予報が出た場合は、事前に市や事務局と連絡を取り、開所等の判断をする。大雪でも、保護者の仕事が休みになることは少なく、学校が前日に臨時休校を決定した場合は、学童保育所は朝から開所することになるため、保育体制を事前に話し合っておく。また、交通機関への影響によっては、保育員が出勤できない状況も考えられるため、事前に対応を話し合っておく。保護者の迎えが遅くなることも想定して、非常食等の確認をしておく。

(2) 降所ルート of 安全確保

学童保育所からの降所ルートの安全確保に努める。普段、歩いている道路でも、大雪のときには子どもの足では帰れない場合がある。また、交通量の多い道路では事故が発生することもある。施設の周辺、降所ルートに坂道や滑りやすい場所などがないかを把握しておく。

(3) 保護者の迎えの対応

都心部での積雪の場合、交通機関への影響により、保護者の迎えが遅れることもある。保護者と連絡を取って、迎えに来るまで子どもたちを保育する。

(4) 事後の事故防止

雪がやんでも、積雪の影響で通路や階段等が凍結していることがある。保護者は、夕方からの時間帯に迎えに来るため、子どもたちや保護者の転倒事故がないよう通路等が凍結していないか確認しておく。

三鷹市学童保育所災害時行動マニュアル

平成 25 年 3 月発行

三鷹市子ども政策部児童青少年課

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1

電話 0422-45-1151 内線 2711～2713